

# 第二部 各地会員からのお便り



# 雑感（会員拡大と分会設立の意義）

機構改革実行特別委員会



委員長 村山芳朗

一、中大法曹第一七号発行のため、中央大学法曹会機構改革実行特別委員会（以下「特別委員会」と略称します。）委員長として一文を寄せよと萬羽編集委員長から命を受けたものの、既に委員会・幹事会・総会等の開催都度、特別委員会の活動報告を重ねておりますので改めて形式ばった報告文を書く気分になれませんので雑感を述べてお茶を濁させてもらうことにしました。

二、平成九年六月、田宮甫幹事長から「中大法曹幹事会において母校中大の司法試験合格者減少は止まるところを知らない。中大法曹がもっと母校法学部をバックアップし、往年の名声を取り戻そう。そのために中大OBたる判検事、弁護士が一丸となれるよう中大法曹の組織を全国的組織とする改革をするため中大法曹会機構改革検討特別委員会を設置することになった。ついては村山君委員長を引き受けてくれ。」と要請を受けました。

瀧澤國雄先生が幹事長時代に森田州右先生が事務局長、私も事務局次長の一員として、中大法曹の事務をお手伝いさせていただいたこともあって、森田先生に意見を求めました。森田先生は「かつて同じことを検討したことがある。が、総論賛成、各論反対が多く委員会発足まで進まなかった。大変困難な仕事だが誰かが苦勞しなければな

らない。やって駄目ならしょうがない。大変だということ承知で引き受けてみたら」とのご意見でした。

私もかねてから、中大法学部はこれじゃ駄目だ。なんとかしなくちゃという感じだけは持っておったし、折から少子化、一八才人口減少をにらんで国公立大学では新入学生数の削減や学部統合又は閉鎖まで検討し始めている。そして私立大学においては経営上の問題から生涯学習の高年令層をねらった新学部増を図り、大学全体の学生増をねらうなど検討が始められている等のニュースが耳に入り始めていたので、ことは「法科の中大」などという名譽的なことでなく、中大の存亡にもつながることと大げさに考えて検討委員会委員長を引き受けさせていただきました。

三、特別委員会は「中大法曹に原則として全国地方裁判所管内に一箇づつの分会を設ける」ことを是とすることを骨子とし、それに伴う中大法曹会則改正案等の検討結果を平成九年一月二七日付答申をして任を終えました。

そうしたら、同年一二月五日開催の中大法曹幹事会は検討委員会は発展的に中大法曹機構改革実行特別委員会とすると決議され、委員長以下全員留任とさせられてしまいました。

四、特別委員会では先ず、弁護士を中心とした分会の立ち上がりを得て、後に判・検事の参加をも求めることとし、全国の中大OBである弁護士に呼びかけをはじめました。

名古屋弁護士会の伊藤典男先生が非常に熱心であられ、平成十年三月には分会を結成されました。伊藤先生は昨年十一月十日突然病で亡くなられてしまいました。誠に残念でなりません。ご冥福をお祈りいたします。

次に広島分会が出来ました。広島分会は椎木タカ先生が、いろいろと下準備的作業をして下さって、馬淵顕先生が纏め役として立ち上がって下さいました。

続いて、札幌・横浜と分会立ち上がりをしていただいております。札幌の渡辺祐哉先生、横浜の本田敏幸先生には大変お世話になりました。

千葉・埼玉・茨城・群馬、京都等々全国の先生方に声をかけております。何れの先生も分会の必要性と母校中大をなんとかしなくては、取り分け法学部、司法試験合格者を増さなければいけないと云う思いは一緒です。各先生方のその熱心さは一時間、二時間とお話ししても尽きません。

五、それにもかかわらず分会立ち上がりがもう一つの勢いが無い。何故なのだろうか。いろいろの弁護士会毎に幾人か集まってもらい結成のお話をする、異口同音に

\* 要は金集めのために全国的組織をねらっているのではないか

\* 分会を作って、われわれが具体的に何をすればよいんだ。何をさせようと云うのか  
という質問があります。

それは中大法曹として、何らかの活動をすればする程お金は必要になりました。が、只単にお金を集めるために分会を作るのではないのです。会員の年会費は金三千元としてありますので、これは会報（隔年）やニュース（年一回）の送料その他通信費そこそこの額です。そうではなく

分会結成は、より広く、より多数会員から中大をどうすべきか叡智を集めると共に全国各地のOBによって、如何に中大が優れるかの不断の広報活動に努めてもらい全国から優秀な学生が中大に入学してもらおうようにする。といった息の永い発想によるものなのです。

後者の質問は我が中央大学の法人経営・教学部門の情報OBにもたらされていない結果であろうと思います。

或る弁護士は「弁護士はしょせん一匹狼だ。弁護士会は強制加入主義だから止む得んが、その他に群れる必要性は全くない。」と言い放っておりまして。中大法曹は弁護士業務・活動の助長を目的とする会ではないのです。中大OBとして会員相互の親睦をはかることを目的の一つの柱としますが、もう一つの柱は中央大学の興隆と司法の発展に寄与すること、この二つが中大法曹の組織された目的なのです。

六、もう一つ、必ず話題に上がるのは「中大は多摩に移転したのが間違いだ。せめて法学部の専門部位は駿河台に残すべきだった」という話です。過去をいくら論じて、悔やんでも何も生まれません。現状を良くみて、将来のため何をすべきか見出さねばならないのです。

かつて法科の中大と云われ、司法試験合格者を多数排出し、商学部が「法学部だけが中大じゃない！」と経理研究所などを設けて公認会計士・税理士合格者を多数生んだ。そして経済学部・理工学部・文学部とそれぞれが切磋琢磨し、立派な人材を社会に送り出しておりました。それに伴い努力型のいい学生が中大に集まって来たものと思います。が、最近是他大学に比べて学生の質そのものが低下していると聞く、これは私の全くの一人よがりですが、かつての良い意味での「法学部だけが中大じゃない」の言葉が悪い意味でのそれに用いられ法学部いじめの大学運営が多摩移転の時期頃から強められて来た結果ではないかと思えます。

昭和五二年、中大多摩キャンパス竣工間近のころ学研連への部屋割り当てはないと云われて大騒ぎし、ようやく部屋は与えられたものの、机・椅子などはもちろん冷暖房設備から部屋の照明設備まで、各学研連所属研究室で負担させられたことを思い出します。

中央大学は、明治八年頃から法科の単科大学から総合大学化をめざし、経済学部・商学部・理工学部・文学の順に学部が生れそして最後に総合政策学部が出来ております。

私は、総合大学化を少しも反対するものではありませんが、ただ門戸を広げ図体だけ大きくすれば良いと云うものではないと思います。多くの企業でもそうであるように得意とする分野、特長部分・セールスポイントがあつてよいのではないのでしょうか。建学の志「質実剛健」をモットーとする実務家を司法界に多数送り出す法学部が中大の目玉商品であつてよいではないですか。否、そうあるべきと思えます。

去る一月二六日田宮幹事長の肝入りで開かれた中大法曹執行部と委員長長の懇親会の席上において、中大の平成十

一年度予算案の中に司法試験受験学生指導資金的意味の予算が従来より約一億円程度増えているらしいとのニュースが得られ、そのとき、それではまだまだ足りないと思いました。けれども大学側もわれわれの声に少しは耳を傾けてくれたのではないかと喜んでおります。

七、兎に角、全国に分会を立ち上げて、その活動によって将来、全国の中大法曹会員の子弟をはじめとし、優秀な学生が中大法学部に集まるようになるために任期いっぱい分会結成のためにつくしてみようと思います。

会員のみなさん、そして全国におられる中大OBたる法曹のみなさん、いろいろな情報を私に寄せて下さいませんか。

よろしくお願い申し上げます。



## 『私のさっぽろ』案内

札幌弁護士会

渡辺 裕哉

一 札幌 さっぽろ サッポロ

今年で五〇回を迎えたさっぽろ雪まつりの見物客数は二二〇万人を数え、北海道の冬の名物としてすっかり根付いている。近年は北大生の発案によるヨサコイソーランまつりが本家高知のよさこい音頭と張り合う行事に発展している。

梅雨のない札幌は初夏から秋にかけて学会や大会が多く開かれ、一般の観光客が宿泊するホテルを取れないこともこの時期には珍しくはない。日弁連の大会やシンポは数年毎に開かれているので中大法曹会の緒先輩にはおなじみの街としてススキノ界限に関しては地元の者より詳しい方も多いと思われる。

近ごろはテレビで食べ歩きを紹介する番組が多く、さっぽろラーメンやジンギスカン鍋も知られている。

このように札幌も全国的に名が売れて知られるようになったが、本州でタクシーに乗ると「一度は札幌に行ってみよう」と話す運転手の人に会うことも多く、津軽海峡が隔てることによる遠さを感じさせられる。

札幌市は他の道内各都市に比べて格段と人口が多く、一都市集中型都市である（平成一〇年度の人口は約一八〇

万人で道内第二の旭川市の約八倍)。御多分に漏れず近隣町村を合併してきた事が大きい。私の通った中学校の南数キロ先は豊平町だったし、高等学校の校庭の北隣りは新琴似町だった。

バブル経済の崩壊後日本の景気は低迷を続け、ようやく底を脱したかと言われはじめてきたが、北海道は未だその日差しも見えないようだ。北海道の経済を支えて来た北海道拓殖銀行が破綻して銀行は潰れないという神話が崩れ、その余波でバタバタと企業が倒産し未だ止まる事を知らない。このような中でようやく飛び立ったエア・ドウ(AIR DO)と、J1復活を目指して岡田元日本サッカーチーム監督を監督として迎えた地元サッカーチームのコンサドーレサッポロは道民の夢と期待を担っている。

## 二 ふるさと「札幌」

私の生まれた昭和一七年(一九四二年)当時の人口は約二二万人であった。生家は街を南北に分ける大通公園の外れにあり、前札幌高等裁判所が斜め向かいにあった。戦後の一時期大通公園は畑にされて子供の遊び場がなくなり、高等裁判所とその向かいにあった前地方裁判所の庭は格好の遊び場であった。蝉を採ったり、木に登って鳥の卵を採ったり、芝生で角力を取ったり、蝉の幼虫を採るために土を掘り起こしたりしたが、時代のせいあまり叱られた記憶がない。

時々裁判所庁舎に入り、廊下や段階を遊び場に使っていた。高等裁判所の二階に上がる段階に付けられたステンドグラスが珍しく、夕日に照らされて光る様子が子供心に恐ろしげで肝試しをしたりしていた。一度下駄を履いて法廷前の廊下を走り回った時にはさすがに叱られた。

当時裁判所付近には裁判官と書記官の官舎があり、生家の付近は弁護士の家が多いため弁護士部落といわれ、遊び仲間には裁判官や弁護士の子供が多かった。裁判所を遊び場としてあまり叱られなかったのはそのためかもしれない。

そのころ裁判所書記官をされていた方で私が弁護士になったころも居られた方々（中には弁護士になっていた方も居られた）からは「あのころ……していたね」等と言われて冷や汗ものだった。

それら庁舎は昭和四八年に現在の合同庁舎が建てられたため、高等裁判所は札幌市の資料館となり、地方裁判所は取り壊され札幌市の教育文化会館となっている。

小学校の内の三年間と中学校の三年間の計六年間は南方面の終点まで、高等学校の三年間は北方面の終点まで市電で通学した。現在はバスと地下鉄の整備により市電は一路線だけになっている。

当時から線路上の雪を跳ね飛ばすササラ電車はあったが、今ほど性能がよくなかったためか冬は度々雪のために電車が線路上で立ち往生し、後続電車に押しもらったり歩いて登校したこともあった。

平成八年一月の大雪には地下鉄以外の公共交通機関がストップし、雪の威力を見せつけた。この時には自衛隊が災害救助のために札幌市に派遣された。

今年は雪が多く、札幌市は除雪費用一二億円を追加する補正予算を組み、今冬の除雪費用は総額一三五億円にもなる。

雪は、札幌市の財政の大きな負担であるほか、交通障害や事故の原因にもなるが、スキー、スケートなどの雪国ならではの楽しみがある。五〇年前の雪像は高さ三メートルだったが、今では高さ一五メートル、幅二七メートルの巨大なものが作られて見るものを驚かす。雪の季節は春の暖かさを心から感じさせてくれる。

今札幌の郊外でドーム施設の工事が行われている。雪国にとってはドームにかける期待は大きいが維持費の負担が重くのしかかる。

かつて緑の多い街と言われた札幌も今では緑が少なくなりました。歌謡曲に数多く歌われた「恋の」街も、日本全国どこにでもあるようなムードのない街になりつつある。整然とした碁盤の目の街区は旧市内だけで、交通

渋滞の原因となっている。

札幌市の行政区域が拡大して熊の出没する地域もあるが、現在私の住む真駒内（かつては豊平町で牧場だった。その後米軍キャンプとなり、オリンピックのころから住宅地となった。今は弁護士の家が多く弁護士村と言われている。）では、時々キタキツネやエゾリスが道路を散歩したり庭に顔を出す。札幌の現状に不満を言いつつ、生まれ育った「さっぽろ」にこれからも住み続けるだろう。

『好きです サッポロ…』

### 三 札幌の弁護士

札幌の弁護士は、昭和一七年には六〇名でありその年の札幌市の人口は二二万人だった。冬季オリンピックが行われた昭和四七年には人口一〇九万人となり、翌昭和四八年（私の弁護士登録の年 二五期）には人口一一五万人で弁護士は一二〇名だった。平成一〇年の人口は一八〇万人になり、弁護士は三一二名になった（札幌市以外の札幌弁護士会会員を含む）。

函館、旭川、釧路の各弁護士会は二〇名前後の会員で札幌への弁護士集中は顕著である。今後司法試験合格者数が増える事を考えると札幌集中は一層促進されるだろう。

札幌弁護士会の活動は「自由と正義」を始め日弁連各種冊子等で報告されているので、ここでは札幌野球部が近年力をつけて全国優勝するまでになったことのみお知らせしたい。

中大が司法試験合格トップを維持していたころは札幌の弁護士も大部分が学員だった。トップの座を東大に奪われたころから漸次学員の増加を北大出身者が上回るようになり、現在では圧倒的に北大勢が多く、学員は五〇名弱に過ぎない。

もっとも現在の札幌弁護士会には関らしきものはなく、出身校が影響することは全くない。とはいえ、近年学員

の会長が出ず、なんとなく寂しい思いを感じていたところ、久しぶりに平成一一年度会長として学員の岩本勝彦弁護士（四二年卒、二六期）の就任が決まった。

中大関係の合格者順位が三位以下となってから久しいが、受験から離れた者にはその原因は分かりにくい。大学としての魅力を備え、充実した指導により合格者を増加させて欲しいものである。

# 秋田の海山あれこれ

秋田地方・家庭裁判所

裁判官 田邊 三保子

## 1 春はホッケと共に

北国、秋田は雪の量こそ比較的少ないが、冬は日本海からの季節風が激しく吹き荒れる。灰色の雲がたれ込め、路面は凍り付く。

そんな季節、年間計画表の「四月」の欄をみて、私はひとりほくそ笑む。事件の証拠調べ、判決言渡し期日、子どもへの行事予定など、浮世のお勤めに混じって「漁業解禁」の四文字が輝いている。

秋田は釣り人にとってはなかなか楽しい場所である。海も船釣り、磯、防波堤と初心者から上級者まで格好のスポットが揃っている。溪流や池沼など淡水系も悪くない。我が家で海釣りを始めたのは秋田に赴任してきてからであるが、四月、秋田港に回遊してくるホッケ釣りが今や田邊家に春を告げる行事となった。

ホッケはカジカ目に属し、北方系の魚であるから西日本の方々にはなじみが薄いかもしれない。体長三〇ないし四〇センチ位、暗い縞模様と尾の近くまで届く長い背びれが特徴である。居酒屋で出てくる「ホッケのひらき」なら、一度くらい召し上がったことがおありではなからうか。開いたものを軽く干して焼き、大根おろしと醤油を添えれば

ご存じ居酒屋の人気メニューとなる訳である。油が乗っていないがらしつこくなく、一夜干し独特の香ばしくもしっさりした歯ごたえが楽しめる魚である。

四月中旬の休日、桜にはまだ早い季節ではあるが、厚手のジャンパー、帽子、軍手、長靴と装備を固めて一家四人、秋田の岸壁に車を走らせる。大型の貨物船が係留されている岸壁には、すでに先客が釣り竿をセットしている。遠慮しいしい、すこしでも良いポイントをねらって場所を確保する。仕掛けはやや大型のサビキ。釣り好きの小学生の長男を手伝って仕掛けをつないでやるは夫の役目、私はいえ、魚を見るところの食べるのが大好きな幼稚園児の二男を連れてポイントの偵察に出発する。

デリケートな釣り人に今日の釣果をぶしつけに尋ねると、嫌そうな顔をされることがあるが、幼児が「わー、すごいねー」などと賞賛しつつ、さりげなくバケツやクーラーの中身をチェックするのがポイントである。今日は平均してなかなかの釣果の方が多く、期待が持てそうである。

夫と長男が奮闘中の場所まで戻ると、夫はすでにホッケを二匹ほど釣り上げて意気揚々としている。長男の方は「ツンツンって、突っついてはくるんだけど、餌ばかりとられちゃう」とやや暗い表情である。釣りは我慢とタイミングが大事、と説教を垂れている最中にいきなり「来た！」と大声を上げる長男。竿が大きくしなって動いている。長男は必死にリールを巻くが、引きが強く小学校低学年の力では上がりきらない。夫が「こっちを持ってろ！」と叫んで自分の釣り竿を私に預け、長男に加勢する。海面から巻き上がってきた仕掛けの先には待望のホッケが力強く踊っている。三五センチ余りもある、その日一番の大物であった。

「やったー、やったー」と狂喜する長男、「おっきい、おっきい」と飛び回る二男。他の釣り人の迷惑もかえりみず、はしゃぐ子供たちを少々もて余し気味の夫と私である。

二男の相手を夫と交代して私も竿を持つ。海中やや深めにおろした仕掛けから伝わる軽い振動が、何ともわくわく

した気分になんてさせてくれる。そのうちにホッケ独特の鈍重だが力強い手応えのある魚信が伝わる。岸壁で釣れる魚の中では大型のホッケ、巻き上げにも多少の力を要するが、さほど高度な技術を必要とする釣りではない。しかし、淡くはれた水色の空、遠くにかすむ男鹿半島を眺めながらの釣りはどこかのどかで、まだ風は肌寒いものの、確かな「北国の春」の到来を感じさせてくれるのである。

## 2 夏を彩る山々たち

六月も下旬になると、私はB五判の用紙を四枚ほど長くつないだ紙に「夏のスケジュール表」というのをこしらえる。

日常生活をコントロールするためのスケジュール表としては、普段は三通りのものを使用している。自分の仕事や私生活上の日程を書き込む裁判官御用達の期日簿、家族の行動予定を書き込んで張り出すカレンダー、そして年間計画と日記帳を兼ねたノートである。しかし、七月と八月の二か月間については、夏期休廷や夏休みなどの影響で、日常生活のリズムが違ってくるので、家族全員の予定を細かく合わせるため、独立のスケジュール表が細かく合わせるため、独立のスケジュール表が必要となるのである。

紙の短い辺には家族四人の名前と備考欄を、長い辺には日にちの欄を設けて、それぞれ毎日の予定を書き込む。秋田本庁の勤務ではあっても、私の仕事は民事単独、刑事合議、家裁と多岐にわたっている。他の裁判官（夫を含む）や職員の休廷日程を横目でにらみながら細切れの休暇を確保するのが精一杯である。

「帰省予定」（家族四人の欄に大きくまたがって書いてある）

「午前中は児童館、弁当要、午後は〇〇君宅」（これは長男の欄）

「△△家の三名来襲」（これは備考欄）

こんな記載に混じって、夏の期間中必ず確保しておくのが「登山予定日」である。

秋田県の周辺は美しい山々に囲まれている。山形県との県境には、東北でも屈指の名山である鳥海山が秀麗な姿を見せ、青森県との県境には、世界遺産にも指定されている白神山が深々と広がっている。どの山々も、山容の美しさだけでなく、豊かな植物群が彩りを添えており、山を歩く者にとっては楽しみが多い場所である。昨年夏に登った秋田駒ヶ岳もそんな山の一つであった。

いつも「登山予定日」の前日は大騒ぎである。明日の天気予報の確認、所持品のリュック詰め、子供を叱咤して早く寝かしつける、そして昼食用の「あきたこまち」五合半を炊飯器に仕掛ける。もちろん深酒などは厳禁である。

翌日。早朝から五合半のごはんをすべておむすびに握り、四本の水筒に飲み物を満たして、ねぼけまなこの子供二人をたたき起こし、一家四人いざ出発。

田沢湖の近く、岩手県境にそびえる通称「秋田駒」の最高峰女目岳は、標高一六三七メートル。夏季は登山者が多いため、一般車両の入山は制限されているが、バス便が登山口まで通っている。

このごろは中高年の登山客が多く、バスの中もそんな方々で一杯である。

登山道は比較的なだらかはあるが、深い草や灌木に覆われてくねりながら続いている。アザミやトリカブトの花の色が目には鮮やかである。先頭を行く夫について、ぴょんぴょん飛び跳ねながら行く長男、アザミの棘を苦しめながら歩く二男。目の前に赤土の広場が突然開ける。小休止すると、いつのまにか、かなりの距離を登っていることに気づく。ふもとには深い碧をたたえた田沢湖が広がり、いつとき疲れを忘れさせてくれる。その間にも「のどがかわいた」「飴ちょうだい」と子供たちはかしましい。どうやら山の上でも俗世界のしがらみは絶てそうにもない。

再び登りへ。道は相変わらずなだらかだが、二男が少しずつ疲れてきている。中高年者が多い山で、幼稚園児はかなり目立つと見えて、「ぼく、がんばるね」「えらいね」と頻繁に励まされるのに力を得て、また歩く。



ほぼ平坦な小砂利の道へ出た。浅く広がる池を左へ回り込めば頂上まであと一息である。現金なもので子供たちはわーっとかけだしていき、「待ちなさい！」と叫ぶ私の声など全く聞いていない。息を切らして追いかけるのは日常と全く同じである。「勝手にいくんじゃない」と叱りつけつつ、頂上までのガレ場にかかる。

今までのなだらかな道とはうってかわって急な石だらけの道になり、山肌には落石防止用の柵が何重にも打っている。少しずつよじ登るようになってゆっくりはい上がり、頂上にたどりつく。強い風の吹く頂上でみんな感慨深そうな顔をしている。全員バンザイのポーズをしっかりと写真におさめた。

ちょうど昼食時、石を積み上げた陰で風を避けながら、担ぎ上げてきた五合半分のおむすびは、あっという間に四人の腹の中に収まってしまった。乳頭山に続く尾根をながめながら、今度は縦走を試みるのもいいかな、下山後は温泉に浸かって……などとすでに次の山行きプランを考える私であった。

裁判官の仕事は基本的に自分の充てられたポストにおいて、割り当てられる事件を審理するという受け身のものである。また、裁判官の宿命ともいべき転勤は、数年ごとに生活を大きく転換させられる出来事である。

それに加えて同業者の夫と共働き、子供二人ありという身上であれば、ただでさえ他からの制約の多い生活であることはまちがいない。さすがに子供が乳児であったころよりは、肉体的に楽にはなったものの、家族の成長に伴ってそれぞれ自分の生活領域が広がりつつあり、調整を余儀なくされる場面は多くなる一方である。

今日も早朝の起案で睡眠不足の頭を絞っている現実。しかし、逆に与えられた環境や地域を可能な限り楽しみながら、「制約」をも新しい発想の源にしていきたい、などと夢も密かにふくらませているのである。

\* \* \*

# 子を持って思うこと

浦和地検検事

佐藤光代

一 私は、子供を産む前、子供が大嫌いであった。一人っ子のせいで、家庭生活の中には同年代の子供はいなかったし、大人になってからも、どう子供を取り扱っていいか分からず、ただうるさく耳障りな存在で、親しい友人の子供であっても、短時間遊び相手となるのも苦痛なほどだった。

ところが、実際に子供を持ったところ、一八〇度気持ちが変わってしまった。現在七歳の男の子と四歳の女の子がいるが、自分の子供については当然のことながら、他人の子供もこれまた可愛くて仕方がない。なぜそのような思えるようになったか自分なりに考えてみると、我が子に対する愛情を思うとき、他人の親がその子供に対してどんなにいとおしきを感じているかも容易に想像できることから、同様にその子に対してもいとおしきを感じてしまうのだと思う。

いずれにせよ、子供を持った故に、社会生活の中で感じることに、考えさせられることが最近多々あるので、思うことを述べてみたい。

二 まずは、子供に関連する社会福祉の貧困さである。

一例を上げると、検事の場合、四月の転勤を伴う異動では、一月中旬に内々示があるのであるが、四月から当地の保育園に子供を入れるとなると、保育園入所申請は遅くとも一月下旬で締め切ってしまうところが殆どであるため、その手続きが甚だあわただしい。また、この段階では、その地域に転居することは確実であるにもしても、まだ四月以降の住居が未定のため、いずれの保育園に希望を出したらよいか分からず、そのような状況を説明しつつ、とにかく是非とも保育園に入所させてもらいたいと、遠隔地まで直談判に行くこともたびたびだった。

公務員に限らず、民間会社においても四月の転勤というのは多く見受けられることであり、先のことは不自由を感じるほんの一例であるが、昨今少子化が叫ばれる中において、現在の子供事情を的確に把握し、そのニーズに合った行政を行なうなど、行政の面からもサポートしなければ、到底少子化をくい止めることはできないのではなからうか。

### 三 次に、子供に対する親あるいは大人の向かい合う姿勢についてである。

「三つ子の魂百まで」とは本当によく言ったもので、幼少時の教育というのはその人の人生を左右すると言っても過言ではないということを、最近ひしひしと痛感する。

例えば、五歳の時点で問題行動が起こった場合、そのシグナルを早めに捉えてその原因を探索し矯正すれば、短期間のうちに問題を解決することもできよう。しかし、その段階を漫然と過ごし、一五歳になり、いよいよ問題が噴出したときに、その解決にあたろうとしても、少なくとも一五年はかかると考えなければなるまい。

私は、任官して一〇年目になろうとしている。仕事はおもしろいし、体力的にも精神的にも充実している。時間があればあるだけ仕事に打ち込みたい。子供のことも忘れて……。でも、やはり「待てよ」と立ち止まるのである。小さい子供たちにとって、まさに今が大切なのだ。私がある程度の幹部になり、やっと時間の余裕もできたので、「さて子供に目を向けるか」では遅いのである。当然のことながら、我が子は、今後社会との関わりの中で生きていくのであり、私たちは、この子らを社会に迷惑をかけない、あるいは一歩進んで社会に有用な人材として育てていく

義務がある。これは自戒を込めて言うのであるが、幼少時の子供に対しては、あだやおろそかに接してはいけない。我が家の教育方針は、「自分がされて嫌なことは、他人に対して決してするな。」ということであるが、このことだけは、子供の肝に銘じさせたいと思う。

#### 四 最後に、最近の少子化傾向についてである。

私は、子供を産んで一人前などとは思っていないし、今後の国家社会のために子供を産み増やすことが必要だなどとも毛頭考えていない。

しかし、この頃の子供を持たない理由については若干疑問を感じる。

最近よく、夫婦の生活スタイルひいては自己の生活スタイルを大事にしたいから子供は持たないという人がいる。「それも一つの考え方だ。個人の自由だ。」と考える人も当然いるだろう。だが、誤解を恐れずに言うのであれば、私はそうは思わないのである。

多少飛躍するかもしれないが、近時、「個人の自由」という名の下に、どんどんと安易な方向に流れ、結局は自己愛のみの強い人間が多くなってきたてはいないだろうか。自由、権利という美名の陰で、責任や義務は置き去りにされていないだろうか。

子供を持つと、たしかに種々の制約を受けるし、特に多忙な検事業務においては、両者の両立にはかなりの困難を強いられる。しかしながら、他方では、私に有無を言わず制約を課してくる、自分の思い通りにならない存在が、自分の成長にとってどれほど重要であるかということも、日々痛感させられるのである。

もし、仕事との両立を慮って子供を持つことに躊躇している人がいるとしたら、言いたい。苦勞より充実感が必ず勝ることを。

私は、子供を産んだことで一度も後悔したことはない。

# 徒然考

大阪弁護士会所属



浅岡建三

私は昭和一二年一月五日の生まれである。従って平成九年一月五日に満六〇才になったことになる。本年実に六二才になってしまった。

しかし還暦になった当時は、職業柄還暦とか定年とか全く意識したことは無く、いつまでも四五・六歳のつもりで、そのようなジジむさい話はまだまだ縁のない先のことであると思っていた。ところが、平成八年頃から中学校や高等学校さらには中央大学の同級生達から挨拶状のような葉書が舞い込むようになった。子会社のどこどこに移りましたとか、とりあえず退職して暫くの間充電生活を致しますと言った様な類いのものである。

私はこのような葉書をもらっても特に何かを思う訳でも無く、この人達まだ若いのに優雅なもんだなぐらいの意識しかなく、久しぶりの手紙でとにかく元気であることが判り、よしよしと思いつつながら事務員に名簿の整理を指示していた。その内に、ぼつぼつ本当に暇になった友人自身が事務所遊びによるようになり、やあやあと話している内に六〇才になったから定年で会社を辞めて、どこどこに移ったなどと話を聞くに及んで「はてな、そうすると俺も六〇

か、ええっ俺もはや定年の六〇才になったのか」と驚愕した始末である。

そして間もなく既に結婚して独立している三人の子供達からも「おじいちゃん還暦のお祝いをしたいので、いつがいい？」などと聞いてくるに及んで、私も既にジジイになって「後何年」を考えなければならぬ年になっていることを否応無く自覚させられたのである。とりあえず子供達には「赤いチャンチャンコなど絶対止めてくれ。そんな年じゃない。俺が七〇才になったら何か考える。いらん事をするな」と折角の企画を中止してもらった。

改めて周囲を眺めてみれば、修習生時代に結婚した女房も、既に結婚した三人の子供にそれぞれ生まれた三人の孫のいいお婆さんをしているし、私が六〇才になっても当然で、私だけが迂闊にも全くその自覚が無かっただけのことであった。

さて、そうなるに「俺はあと何年元気でいられるか。まあ二〇年か、そうすると八〇才か。しかしたった二〇年か。短いなあ。だがそれまでホントに元気でいられるか。親父が死んだのは六二才だったし、弁護士になって指導を受けた先生も六二才で死んだし、ホントに大丈夫かなあ」などと考える一方で「そんなアホなことを考えてどうする？。九〇才で元気にゴルフをしている人も沢山いるし、七〇・八〇でも現役バリバリやっている人いっぱいいるじゃないか。そんな事考えるようだ」と本当に八〇才は危ないぞ。人生最後まで積極人生で行くべきではないのか」などと考える始末である。

私の家は、先程も書いたように、三人の子供も既に結婚してそれぞれ独立しているので、私と家内と家の中で飼っているワンチャン二人の生活である。したがって新婚生活以来の約三〇余年ぶりの、常に家内と向き合った毎日夫婦の会話も大変多い。

家内に「俺も六〇を過ぎてしまったが」と話をするに、家内は「仕事は洋二郎さんにまかしてほほどにしたらどう？これから私と遊ぼうよ。人生二度ないわよ。楽しまなくちゃ損よ」とまことにあっさりしたものである。洋二郎

さんというのは私の次女のお婿さんで、私の事務所にいる弁護士である。

家内はいつも昼間ワン公二人を相手に退屈もしているだろうから、純粹に私のことを思ってそう言っているのか、動機に不純なものが有ってそのように言っているのか、判らない。

しかし人生二度ないことも事実だし、今後は今までの人生よりも確実に短い人生を、どれだけ楽しみ充実して過ごすかを考えることも重要なことで、家内の意見は貴重なものであることも確かである。私としては「やむを得ず家内の言うようにせざるを得ないな」と考えている昨今である。(しかし私の心の中に住み着いている何匹かの虫の一匹は、「あんたはまだまだ元気だし、もっとバリバリ仕事もして、もっと花を咲かしてみるのがいいじゃない？ほんとに後悔せえへんか」と囁いているのである)

## 二

司法改革が叫ばれ、また経済界を始め多くの国民からのニーズとして、司法試験の合格者の増加や弁護士の数の増加が要請され、現実化している。我々は、一人一人がこれらのニーズに応えられるように一層の努力をする外、業務の拡充等速やかに対応を考え実行しなければならない。一方では弁護士モラルの維持・増進をどのようにして実効のあるものとして進めるのか、等々具体的方策を実行しなければならない。

そのような中で、後輩の養成なかんづく弁護士としてあるべき姿と言うか、弁護士として心掛けるべきことなどをごのようにして叩き込んで行くか、真剣に考えて実行しなければならない。私は、弁護士は社会の紛争を出来るだけ多くの人々の納得を得られる内容で、筋を通しつつ円満に早く解決する事が重要であり、また手続き的に認められたものでもそれを実行して良いのか悪いのかを考えることが、最も大切であると考えている。

しかしそうではなく、依頼者にさえ良ければそれで良く、法律的に認められた手続きは全て積極的に実行していいのだと考える人々も現実にはおられる。しかも比較的若い弁護士にそれが増えて来たように思われてならない。例え

ば親族間の紛争であっても、親族間の争いだからこそ早期に円満な解決を図る必要が有るなどという姿勢は全くなく、あらゆる手続きを矢継ぎ早に行い、火に油を注ぐようなことを平気でやってくるのである。このあたりをどのように考えて、後輩にどのように教えるべきか、大切なことだと考えている。

また弁護士が一番の値打ちは何なのかを考えると、依頼者をどれだけコントロール出来るかということがあると考えている。弁護士は争いの道具として使われてはならない。弁護士自身の信念や考えに基づくアドバイスに沿わずに、自分流の勝手な考えに固執する依頼者には即刻事件処理をお断りすべきであると考えている。しかし全く依頼者を説得しようとしないうち、むしろ依頼者の言うがままに事件処理をする弁護士に良く遭遇することがある。一体弁護士を使命をどのように考えているのかまるで判らない。

また最近の裁判官にも何かが起こっているように思われる。

最近の民事訴訟でどうしても理解しかねることの一つに裁判所から「陳述書」なるものを提出するようにさかんに要請されることがある。確かに事件の全容を、その背景を含めて安直に理解するには効果があるだろう。しかし最近ではこの「陳述書」なるものが証人尋問に代わるものとして提出を要請されることがしばしばあり、訴訟法上証拠でも何でもない、弁護士が関係者から聞き取ったとは言え、自己の依頼者に不利な事実や状況を書くはずはなく、反対尋問にさらされる機会もないこのようなもので心証形成が為されるとなれば、証拠主義の訴訟手続きが崩壊することとなる。早いうちにこのようなことは止めるべきであるが、現実には「陳述書」多用の傾向が益々進んでいる。皆さんはどのようにお考えであろうか。

我々が若いころには、司法研修所の教官や先輩の弁護士から、事件の筋を良く見るように教育された。そしてその後の弁護士としての仕事の中で、事件の筋を読み間違わない限り判決の予測もついたのである。

ところが最近の判決では、事件の筋を全く考える事なく、またその社会に及ぼすであろう影響など考慮の端にも加

える事なく、証拠や証人尋問の結果を十分検討することも無く、単純に書面の上っ面審理を行い、時には証拠に基づかない推定を働かせて、当該裁判官の頭の中の法理論のみで、最も書きやすい判決をお書きになったのではないかと考えられるものによく遭遇する。従って判決の予測が全くつかず、負けと思っていた訴訟が全面勝訴であったり、時には判決の結果を聞いて腰掛けから落ちるほどの衝撃を覚えるような敗訴であったり、全く見通しが効かない。高裁でも、一審で相当な時間を掛け、証人尋問を念入りに行い、丹念な事実解析を行った一審判決を、新たな証拠もなく新たな主張も無く、釈明も全く無く、和訳中心のような三・四回の簡単な審理で終結して、裁判官の書類上の推測判断で、いとも簡単に一審判決を覆すことがある。一審の判決なんてそんなに軽いものなのかと訝しくなる。事件当事者が高齢であれば、人生設計まで狂わせてしまい、回復が不能な場合もあるのである。恐ろしい事である。

新民事訴訟法に見られるように、従前の審理方法をいろいろの工夫で変更することも、また裁判官の任官資格を一定期間弁護士を経験を持った者にしてはどうかという工夫などは、その解決方法の一つであることは確かだろう。しかし最も大きな問題は、裁判官の事件量に対する絶対数が不足していることではないだろうか。

一〇年程前に司法試験の試験方法を変革しようとしたのは、検察官・裁判官の欠員に端を発していたのであるから、司法試験の合格者を増加させる場合、弁護士の数の増大もさることながら、裁判官・検察官の二倍三倍の増員も早急に行うべきである。これも大きな社会的ニーズであるはずである。現実の彼らの仕事のハードさは大変なものが有り、担当事件の数から言っても、審理や記録の読み込みを丹念に行う時間がなく、審理を無理やり進行させる訴訟指揮を取らざるを得なくなっていることも理解しなければならぬ。裁判官の一人当たりの担当事件を少なくすることによって、裁判所の抱える問題のかなりの部分が解消されるであろう。先程来縷々述べた裁判所の問題も畢竟事件数に対する裁判官の数の不足がその最も大きな原因となっているのではないだろうか。

訴訟は勝っても負けても納得の行く審理が行われていなければならぬのである。納得出来る裁判が行われてこそ、

国民の司法への信頼が維持出来るのである。

右のような裁判所の状況の下ではなおさら我々は弁護士の重大な任務を自覚しなければならない。司法への信頼の無い社会はどんな社会になるのか、考えるだけ恐ろしい話である。

### 三

私は、下手ながらゴルフを楽しむ外、音楽を聞いたり、カメラやビデオによる撮影や絵画鑑賞を楽しんでいる。

二〇年程前に、毎日毎日バタバタと肉体労働者並に仕事をしていた中でふと、仕事で汚れたと言うか疲れたと言うかそんな目と脳味噌を時々洗うことが必要ではないかと感ずるようになった。

そこで、美しく楽しいもので心を豊かにし、年を取っても続けられ、自分だけのマイペースで楽しめるものであって、出来るだけ家に閉じこもらない趣味とは何だろうかと考えた。そして始めたのが右に書いた趣味であった。

絵画鑑賞は大阪や京都の美術館で行われる美術展を休みの日に自動車で家内と見に行く外に、仕事で出張したとき少し時間が有ると各地の美術館を覗くことにしている。東京のブリジストン美術館や山種美術館などは今まで何回も行った。米子の足立美術館には家内と共に数回行った。春や秋の自然の美しい時期に、家内と美術館巡りをするのは真に楽しく、京都に行くときはいつも岡崎や嵐山あたりで食事を楽しんで美術館に行くのである。京都などで会った名画にロンドンやパリの美術館で再会するのも楽しいものである。

音楽演奏も絵画を書くのも、自分でやればもっともっと楽しいものであることは判っているが、それには才能が必要である上可成の勉強と練習を要するので、私には無理である。レコード鑑賞やカメラ撮影であれば何とかなると考えて、安直な道を選んだのである。カメラやビデオは、風景が中心で、四季折々にカメラをぶら下げて出掛けるほかに、海外旅行で写して来たものを編集したり、いい写真は四つ切りや半裁などに引き伸ばして額に入れるなどして楽しんでる。これからは少し専門的な勉強もしなければならぬと思いつつ、イッパシの風景写真家気取りで結構楽

しい。また孫の誕生からの記録をビデオ編集するのも面白く、孫の成長を動く画像で思い出すのは格別である。これからは今までのアナログ編集機ではなく、デジタルのビデオ編集機を購入して、コンピューターに接続してカラープリントをするなど、もっと楽しみの幅を広げたいと思っている。

ゴルフで健康管理をして、絵画を鑑賞し、写真やビデオを楽しむのがこれからの願いである。私のこれからの人生を妻と共にカラフルに美しく楽しみたいと思っている。

これで九〇才ぐらい迄は退屈する事なく元気に楽しめると皮算用をしている。万歳。

#### 私の略歴

高知県高知市出身

昭和三六年三月中央大学法学部法律科卒業

昭和三九年司法試験合格

昭和四二年四月大阪弁護士会登録

平成元年大阪弁護士会副会長

平成八年以降大阪府箕面市教育委員

# 弁護士一〇年、障害問題と関わって

昭和五十一年法学部政治学科卒

熊本弁護士会所属 東 俊 裕

1 諦めかけていた司法試験に合格し、二年間の司法修習を終え、弁護士登録をしたのが平成元年の春。それからもう丸一〇年を過ぎようとしている。三年間はいわゆるイソ弁で過ごし、平成四年に独立。それから、私の零細な事務所も次第に手狭になり、現在引越の準備をしている最中である。

引越のために既済事件のファイルを梱包していると、ついついファイルを開けてしまって、準備が進まない。事件をそれほど多く持っている訳ではないが、一〇年間もやっていると既済事件もそれなりの数にのぼり、今の狭い事務所は段ボールで身動きが出来なくなってしまう。

事務所の特徴として、特段言うべきものはないが、私自身が足に障害を持っていることもあり、他の事務所と比べてたら障害者の問題にかかわることが多い。

2 私自身は、日頃は杖を使っているが、車いすに乗ることも多い。「杖で歩ける人は杖で歩きなさい、車椅子に乗っては駄目」という教育を受けてきた私にとっては、当初車いすに乗ることには抵抗があった。が、乗ってみると杖とは比べものにならないくらい便利なテクノエイドということが分かった。

車椅子は、水平移動はすこぶる便利だ。結構重たいにもつも苦にならない。路面が良ければ歩く人より早い。杖では無理なことも車椅子では非常に楽なことが多い。

しかし、垂直移動ではトラブルことも多い。全国各地でいわゆる「優しい町づくり条例」が制定され、それに遅れて「ハートビル法」が制定され、建物のバリアフリー化が進展しつつあるが、強制力のほとんどない法律条例であるため、不特定多数が出入りするような建物であっても、依然として無意味な段差を設けて車椅子を排除しているところが後を絶たない。

公共交通機関もここ一〇年くらいでずいぶん変わり、面と向かって乗車拒否されるということは少なくなっているが、まだまだ使いやすい状態にはなっていない。

電車バスはプラットホームと電車バスの床面との段差や、駅舎にエレベーターがないことがネックとなっている。東京あたりでは「エスカル」という階段斜行機が普及しているが、新設の場合はエレベーターを新設して貰いたいものだ。アメリカでは、バスにリフト装置を付けることが法律上義務づけしてある。バークレイに一ヶ月ほど滞在したことがあったが、全便車椅子対応であるため、いつでも好きな時間帯に外出できた。ニューヨークにも車椅子で行ったが、同じようにバスにはリフトが着いていた。サンフランシスコの「バート」と呼ばれている電車は、全駅エレベーターがあり、プラットホームと電車の床の段差がないため、バークレイからシスコの町中まで、通勤可能だ。日本では考えられないことだ。

ヨーロッパでは、ノンステップ超低床型の電車バスが発達している。ノンステップというのは床にあがるまで階段がない構造だ。路面からの高さが二〇センチから三〇センチ位を超低床という。中には一〇数センチの路面電車もある。

ノンステップのバスはドイツのハイデルベルグ、ノンステップの路面電車はフランスのグルノーブルで世界で初

めて開発された。ノンステップ型は、リフトに比べ、誰にとっても利用しやすい構造であるため、日本に普及させるなら、これだと飛びつき、ヨーロッパに車椅子で視察に行った。日本の運輸省はヨーロッパではすでに解決されている技術的な問題を持ち出して、消極的な姿勢を見せていたが、このままでは、ヨーロッパに後れをとるという危機感が生まれたせいも、急遽日本のメーカーにノンステップ型の試作を命じた。

今では、かなりの数のノンステップ型のバスが各地に導入されるようになり、リフトバスト違って一般にも人気があるので増えて行くと予測される。

日本では、バブル景気ははじめて膨大な費用のかかる地下鉄や新交通システムが敬遠され始めたことが、路面電車の見直しにつながっているが、世界では日本のバブル後遺症とは関係なく路面電車（LRT）が復活している。その世界的な動きの中で、注目されているのがノンステップ型の電車である。我がふるさと熊本にも幸いにも路面電車が残っていたので、自立生活運動をしている障害者団体が熊本市と交渉し、日本初のノンステップ超低床路面電車をドイツから輸入して貰うことになった。このことは障害者の間だけでなく、鉄道ファン、他の地方自治体にも反響を巻き起こし、その反響の大きさもあってか、今年度には、さらに編成を増やすとのことであった。

公共交通機関の中では飛行機がもっともサービスがいいが、それでも、たまには頭の固い役人が作った運輸約款のせいで困ることもある。車いす同士では、たとえそれが、恋人であっても新婚旅行の夫婦であっても横の席に並んで座ることを許されていない。車いす夫婦では子供ずれの旅行もできない。九〇才でもいいから車いすでない人が一緒ならばOKらしい。車いす五台くらいで旅行するとき、行きは大型の飛行機で問題はなかったが、帰りはたまたま小型の飛行機で車いすの定員をオーバーし、一緒に帰れないなんてこともある。カウンターでは症状だけでなく、病名を聞かれる。症状について言うことはまだしも、病名まで聞くのは明らかにプライバシーの侵害である。介助の際の対応の方法と緊急時に備えて予備知識を仕入れていたということなのか。しかし、障害者は病人

ではなく、症状固定後の後遺症を持っているに過ぎない。一般の病人と同じように病状が急変する可能性があるとしても考えているのであろうか。また、病名を聞いてその症状とか、対応すべきことが分かる知識を備えているクルーがいるとは思えない。不合理なことが多すぎる。とはいえ、このような建物や公共交通機関の目に見える形での差別は次第に変わって行くであろう。

3 しかし、その他の多くの障害者問題は潜在化していて、なかなか見えにくいし、問題が表面化しても法律の土俵で解決できない場合が多い。日本の福祉立法は、他人（国、地方自治体、福祉法人）が弱者を客体として保護するというシステムを作っているが、保護される側は客体としての位置づけに過ぎず、権利の主体としての権利法の体系になっていない。保護の内容やその方法に文句があっても、保護を受けることが即権利という訳ではないので、法的保護の対象とならない場合が多い。

障害に基づく差別を受けない権利が具体化されていないため、福祉政策としても分離收容型のシステムが、温存されたままになっている。先進七ヶ国だけでなく、その他多くの国が統合教育を採用している中、日本の文部省だけが、分離教育を堅持している。国際障害者年のスローガンであったノーマライゼーションとは裏腹に、收容施設の定員は確実に増加している。人生の前半は養護学校、中後半は收容施設という形で、一般社会から分離されて一生を終える重度障害者の存在と、その逆で、地域での自立生活を支える社会的サポートシステムの不十分さが、多くの障害者問題を投げかけている。

九〇年代初頭アメリカでは障害者運動の大きなうねりを受けて、最後の公民権法としてADA（障害者に対する差別禁止法）が制定された。ADAはその前文でアメリカには四三〇〇万人もの障害者がいて、社会的差別を受けてきたこと、この法律によってその差別を禁止する旨の宣言を発し、雇用、交通機関、建物、通信の各分野での差別を類型化し、禁止されるあるいは求められる行為と、それが求められる対象者を明らかにしたうえで、障害者に



差別を受けない具体的な権利を保障し、さらに侵害があった場合の司法救済まで規定したのである。

そもそも、憲法の平等条項は抽象的であり、第一に何が許されない差別なのか、裁判の結果を見ないと分からない。第二に私人間にも適用があるのか、差別を受ける側は、差別をするのが、国家であろうと私人であろうと救済の必要性は変わらない。そこで、禁止される差別行為の類型と対象者を明確にし、差別を受けない権利を具体化しなければ、役に立たないし、権利救済の場面で、実効的な司法救済がないのである。

そういう意味で、差別を受けない権利法の制定こそが、日本の障害者の現在の最大の課題となっている。

4 障害者問題は弁護士稼業という面から見ると、なかなかペイする事の難しい分野である。積極的に関わろうとする弁護士も少ない。私も、普段は一般民事がほとんどである。仕事としての弁護士の稼業は、心配事を引き受けて、いくらの世界であるから、ストレスも多い。趣味としては、車椅子のマラソンをしていた時代もあった。ちなみに私のベストレコードは二時間五分三九秒だった

ように記憶している（もちろん四二・一九五キロのフルマラソンで）。二時間を切れなかったのは残念だったが、練習時間の割にはまあまあ記録かなあと思っている。今は、以前の元気はないので、数年前から完全バリアフリーのログハウス作りを趣味にしている。ログといってもさすがにハンドカットに挑戦する勇気はなかったので、マシンカットの中でも気に入っていたD型ログをアメリカの業者に発注し個人輸入することにした。こちらで設計図を書き、仮組の段階でアメリカの工場まで確認し、その他の建築資材も含めてコンテナで海上輸送して貰った。博多に陸揚げされたコンテナは四〇フィート、ハイキューブの二本。膨大な部材に圧倒されて果たして完成するのか心配にはなったものの、現役を退いたもと大工の親父と二人で、着工から約二年半でようやく完成。暖かくなったら最後に出来たバルコニーで、仲間と一緒にバーベキュー大会でもしようかと思っているこの頃です。



# 厳然たる歴史的事実の風化の排除 — 極東軍事裁判の断面 —

東京弁護士会

横山 昭

一、はじめに

一九四〇年（昭和一五年）一二月八日、我が国は米・英に対し戦線を布告し、第二次世界大戦（日本は当時大東亜戦争と称した）が開始された。

以来、三年有余の戦争を経て、一九四五年（昭和二〇年）八月一五日、我が国は米・英・中・ソ外の連合国に対し、いうところのポツダム宣言を受諾してこの戦争は終結（日本国の敗戦）した。

この戦争終結後、早くも半世紀を経過し、国民のうち、何らかの大戦経験をした者は年々減少し、今や二代目、三代目と世代の交替があり、他方、社会の変化は価値観の多様性という世相、または驚異的に異常と称される経済の発展等々と平和裡な生活に馴れて（平和ボケ・飽食という）、国民の多くは、苦々しいかつての大戦事実のすべてを故意に忘却の彼方へ押しつけて仕舞った。

辛うじて広島・長崎に原子爆弾を投下した事実、人類の平和への悲願と、戦争に対する反省を込めて国民脳裡に止められている。

とまれ、回顧との批判があると思うが、戦後数カ月を経て行われた標記副題について、以下、私の知る事実を記し、その政治・外交または歴史的評価は他日に譲る。

## 二、極東軍事裁判（以下、東京裁判という）

(一) 一九四六年（昭和二十一年）一月九日、日本占領の絶対的権力者である連合国最高司令官陸軍元帥ダグラス・マックアーサーは、

極東国際軍事裁判所条例(一)特別宣言書A―四

を、また、同司令官の命により、陸軍参謀・陸軍少将リチャード・J・マーシャルは

前条例附属書A―五

をそれぞれ発布した（以下、右二条例を単に条例という）。

(二) ところで、右条例の定めた訴追要件は、「平和に対する罪」及び「人道に対する罪」と極めて抽象的で、かつ、その遡及は一九二八年（昭和三年）と規定している。

(三) 又、その訴追官は、米国のキーンナン検事で、審理をした裁判官はウェップ裁判長以下、米・英・ソ・中等の戦勝国及び印度・フィリピンより選出され、中立国選出者は存しない。

(四) 法廷は現在の市ヶ谷自衛隊駐屯地（元陸軍大学校跡）。

(五) 東京裁判で訴追を受けた被告人と指名された者は後記のとおりA級戦犯者

(六) 起訴は一九四六年（昭和二十一年）四月二十九日（昭和天皇誕生日）で、判決言渡は今上天皇誕生日（二月二三日）。

(七) 弁護人は米国及び日本の弁護士。

(ハ) 公判は一九四六年（昭和二十年）五月三日を第一回とし、以後八一八回開廷された。

以上の事実に基づき、識者による評価（罪刑法定主義、法律不遑及、又政治・外交等、大戦前夜の欧米と日本との関係等々）論を展開して欲しい。

### 三、B級戦犯被告人

前記A級戦犯については、当時のマスコミは勿論、その後も語られるが、B級戦犯については、当時から全くマスコミに載ることも少なく、条例の露と消えた人が少なからず存する。

### 四、その他の重要事実

(一) 東京裁判において、米国極東委員会は、昭和天皇の証人喚問に圧力をかけたが、マックアーサーはこれを拒否した。

(二) 後年、マックアーサーは米国上院外交委員会において、「第二次世界大戦は、日本の侵略戦争ではなく、自衛戦争であった」と証言し、「東京裁判を誤り」と、反省の証言をしている。

(三) 東京裁判A級戦犯者に対する判決文は、ウェップ裁判長とその賛同判事によって起案され、パール判事（印度カルカッタ大学学長）の無罪判決文は言いわたされなかった。

(四) ウェップ裁判長の訴訟指揮、キーナン検事の酔余関与等、当時マスコミに載らない秘密裡に葬られた事実。

(五) 米国選任の弁護士は裁判長の訴訟指揮の手續の違法等、真剣な弁護活動をしたことを忘れてはならない。

又、当時、右米国等選出の弁護士と我が国選出の弁護士につき、使用便所の差別をしていたのを米国弁護士が

改めさせたという事実。

## 五、内山弘先生

第二東京弁護士会の長老である内山弘先生は、当時三十歳の青年弁護士として東京裁判A級被告人の弁護人として、前記長期開廷に一日も休まず、弁護活動をしたとのこと。

従って、先生こそ、東京裁判の実相を知る、現在では唯一の証人であり、先生の東京裁判回顧録でも発刊されることを期待したい。

### 一、A級戦犯と指定された者の指名（官職）

- 1 荒木 貞夫（陸軍大将。犬養、斎藤内閣の陸相）
- 2 土肥原賢二（陸軍大将。奉天特務機関長）
- 3 橋本欣五郎（陸軍砲兵大佐。満州軍特務機関長）
- 4 畑 俊六（陸軍元帥。支那派遣軍総司令官）
- 5 平沼騏一郎（検事総長。内閣総理大臣。ノモンハン事件の戦闘行為遂行者）
- 6 廣田 弘毅（元首相。外相。貴族院議員）
- 7 星野 直樹（満州国総務長官。関東軍参謀長）
- 8 板垣征四郎（陸軍大将。シンガポール第七方面軍司令官）
- 9 賀屋 興宣（東条内閣の大蔵大臣。米、英、オランダに対する戦争行為遂行者）
- 10 木戸 幸一（元内大臣。木戸日記の著者）

- 11 木村兵太郎（陸軍大将。関東軍参謀長）
- 12 小磯 国昭（陸軍大将。元首相。関東軍参謀長）
- 13 松井 石根（陸軍大将。大東亜協会創設者）
- 14 南 次郎（陸軍大将。朝鮮軍司令官。関東軍司令官）
- 15 武藤 章（陸軍中将。陸軍省軍務局長。近衛師団長）
- 16 岡 敬純（海軍中将。海軍省軍務局長。海軍次官）
- 17 大島 浩（陸軍中将。駐独大使。日・独・伊三国同盟条約推進者）
- 18 佐藤 賢了（陸軍大将。陸軍省軍務局長）
- 19 重光 葵（元外相。駐ソ大使。駐英大使）
- 20 嶋田繁太郎（海軍大将。連合艦隊参謀長。東條内閣海相）
- 21 白鳥 敏夫（駐伊大使。外務省顧問）
- 22 鈴木 貞一（元企画院総裁。陸軍中将）
- 23 東郷 茂徳（駐独大使。東條内閣の外相兼拓相）
- 24 東条 英機（元首相。陸軍大将。関東軍参謀長）
- 25 梅津美治郎（陸軍大将。関東軍司令官。陸軍参謀総長）
- 26 松岡 洋右（日本の国際連盟脱退を宣言する。昭和二十一年六月二十七日病死）
- 27 永野 終身（海軍元帥。連合艦隊司令長官。昭和二十二年一月病死）
- 28 大川 周明（国家主義者。五・一五事件の黒幕。昭和二十一年五月四日松沢病院に入院。後に裁判は免訴となる）

